

			2018年8月12日 日まで	2018年8月13日 (FIRRMA 成立・非主要規定施行日) ～2018年11月9日	2018年11月10日(FIRRMA パイロットプログラム 施行日) ～2020年3月5日までに終了。	FIRRMA 完全施行日(2020年2月13日までに予定) 以降
規制 項目	規制対象 投資行為	” Foreign Person” による “US Business” への <u>支配を及ぼす投資</u> (例:買収)			○ (CFIUS 審査対象)	
		” Foreign Person” による “US Business” への <u>支配を及ぼさない投資</u> (= 「その他の投資」)	×	×	特定 27 産業分野において利用・開発される重大 技術(critical technologies)に關与する米国ビ ジネス(定義は下記) に対する支配を及ぼさない 投資であって、以下のいずれかが可能になる場合 は、CFIUS 審査対象： (i) 重要な非公知技術情報へのアクセス、 (ii) 取締役会メンバー等の資格・その選任、又は (iii) 重大な技術についての意思決定關与(投票権 行使以外)	(1) 重大なインフラ、(2) 重大な技術、又は(3) 米国人の機微な個人デー タ(米国の国家安全保障に關わるもの)に關与している米国事業關与者 (米国企業、米国と取引のある外国企業)に対する支配を及ぼさない投資 であって、以下のいずれかが可能になる場合は、CFIUS 審査対象： (i) 実質的な非公知情報へのアクセスが可能になる場合、 (ii) 役員又は役員に準じる職位につくことが出来る場合、又は、 (iii) 株主としての議決権行使以外の方法で、以下のいずれかについて の決定に關与することが出来る場合。 (a) 米国人の機微な個人データ、 (b) 重大な技術(critical technologies)、若しくは (c) 重大なインフラ
	規制投資対象 である “US Business” の定義	米国企業、及び <u>米国に子会社又は支店を有し、かつ、米国との取引がある非米国企業</u>				米国事業關与者(a person engaged in interstate commerce in the US) → <u>米国弁護士によれば、米国と取引がある外国企業は、米国に子会社、 支店が無い場合でも、この U.S. Business の定義に含まれるが、他 方、下位規則改正案における例示が現行下位規則と同じであり、規定 の趣旨が不明確。</u>
	規制投資主体である ” Foreign Person” の定義	外国企業・人・政府のみならず、 <u>外国企業・人・政府によって支配されている米国企業も含まれる。</u> 例：外国企業 X 社に支配されている米国企業 A 社は、その株式保有比率が 50%以下でも、” Foreign Person” 。 A 社は、 <u>米国企業でもあるので、“US Business” にもあたり、規制投資対象にもなる。</u>				左記と同じ
	「支配」(“control”)の定義	<u>企業運営決定権、取締役選任権等の有無等から総合的に判断される(株式・持分保有比率だけでは決まらない)</u>				左記と同じ
	規制例外国及び規制例外投資者	×				○(下位規則改正案で新設) (改正下位規則施行から 2 年後に発効)
	CFIUS への事前申告(Declaration) 義務	無し		以下の場合、事前申告義務あり。 (1) <u>特定 27 産業分野において利用・開発される重 大技術に關与する US Business(定義は上記)へ の支配権を及ぼす投資。</u> (2) <u>上記の支配権を及ぼさない投資で、CFIUS 審査 対象になる場合。</u>		以下の場合、事前申告義務有り。 投資行為主体の Foreign Person が、外国政府と「実質的な利害關係」が あり、かつ、投資により、(1) 重大なインフラ、(2) 重大な技術、又は(3) 米国人の機微な個人データ(米国の国家安全保障に關わるもの)に關与し ている米国事業關与者(米国企業又は米国と取引のある外国企業)と、直 接的又は間接的に、「実質的利害關係」が生じる場合。 (注) <u>下位規則案が上記の 2 種の「実質的利害關係」の各定義を規定。</u>
	任意申告手続	×				○(下位規則改正案で新設)
	任意通知(notice)手続	○				
	即時施行(8/13)の FIRRMA 規定	×	○：任意通知の場合の審査手続の改訂規定等(例：審査期間が、従来の 75 日から、最大 105 日に延長)			
適用 法令	FIRRMA	主要規制(規制対象行為、 規制投資対象等)	—	×		○
		上記以外	—	○		
	FIRRMA パイロットプログラム		—	○		—
	下位規則(31 CFR Part800)	○ (当時の名称：Regulations Pertaining to Mergers, Acquisitions, and Takeovers by Foreign Persons) ---FINSA(Foreign Investment and National Security Act of 2007) に基づき、2008年12月12日に施行	○ (パイロットプログラム成立日(2018年10月11日)に一部改正) (新名称：Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons) --左記規則の一部を改正したが、多くの主要規定を維持	○ 2019年9月24日付で、FIRRMA 完全施行のための下位規則改正案が公表 され、10月24日を提出期限とするパブコメ募集開始。提出されたパブ コメのレビューを経た上で、2020年2月13日までに施行される予定。		